

ユニバーサル就労センター・虹のふもと 運営規程（多機能事業所）

（事業の目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ユニバーサル就労センターが開設するユニバーサル就労センター及び虹のふもと（以下「事業所」という。）が行う指定就労移行支援と指定就労継続支援B型及び指定生活訓練（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定就労移行支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して一定の期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 生活訓練事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して一定の期間にわたり、地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上等のため、必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称

就労移行支援・就労継続支援B型：ユニバーサル就労センター
生活訓練：虹のふもと

（2）所在地

就労移行支援：三重県四日市市諏訪栄町2-11
就労継続支援B型、生活訓練：三重県四日市市諏訪栄町3-4

（従業者の職種及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人

事業所の従業者及び業務の管理、その他事業所に関する管理を一元的に行う。

（2）サービス管理責任者 1人

利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施に関する管理を行う。

（3）職業指導員 4人

個別支援計画に基づきサービスの提供を行うとともに、利用者に対し訓練等に関する必要な指導・支援を行う。

(4) 生活支援員 6人

個別支援計画に基づきサービスの提供を行うとともに、利用者に対し日常生活上必要な相談・支援を行う。

(5) 就労支援員 2人

利用者が事業により得た経験をもとに円滑に就職できるよう支援するとともに、就職後も職場定着を図るための継続的支援を行う。

(開所日及び開所時間及びサービス提供時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

火曜日から土曜日までとする。ただし、必要に応じて、利用者の同意を得た上で、日曜日・月曜日に開所することがあるものとする。

(2) 開所時間

9時00分から17時30分までとする。ただし、必要に応じて、利用者の同意を得たうえで、時間を前後させることがあるものとする。

2 事業所でのサービスの提供時間は、次のとおりとする。

(1) 利用者は、個別支援計画に基づきその特性にあわせ、9時00分から15時00分の間でサービスを受けるものとする。ただし、必要に応じて、利用者の同意を得たうえで、時間を前後させることがあるものとする。

(2) 施設外就労及び施設外支援は、(1)のサービス時間帯を基本としつつ、就労訓練先でのサービスの内容等によりサービス提供日及び時間を決定する。時間外のものについては、利用者の同意を得て実施することができ、事業所は、利用者に事前にそのサービス提供日や内容及び時間等を説明の上、了解を得ることとする。施設外就労を行う場合は、必ず規定以上の職員を利用者に同行させることとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、以下のとおりとする。

就労移行支援：15人

就労継続支援B型：10人

生活訓練：11人

(事業の内容)

第7条 各事業の内容は、次のとおりとする。

【就労移行支援・就労継続支援B型】

(1) 個別支援計画の作成

(2) 事業所におけるプログラムや作業等、訓練及び生産活動の提供

- (3) 事業所外における施設外就労、施設外支援の提供
- (4) 就労や生活上の相談支援及び助言
- (5) 適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援
- (6) 在宅でのサービス利用を希望する利用者に対して、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した場合は、在宅における課題学習・生産活動等の提供や取り組み上の支援を行うことができるものとする。

【生活訓練】

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 自立した日常生活を営むために必要な訓練・プログラムの提供
- (3) 日常生活上の相談支援及び助言
- (4) 関係サービス機関との連絡調整等の支援
- (5) 施設外の事業所等での必要な訓練の提供
- (6) 在宅でのサービス利用を希望する利用者に対して、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した場合は、在宅における課題学習・生産活動等の提供や取り組み上の支援を行うことができるものとする。

(支給決定障害者から受領する費用の額)

第8条 事業を提供した際には、支給決定障害者から当該事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない事業を提供した際は、支給決定障害者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第29条第3項第1号の規定により算定された費用の額（その額が現に当該就労移行支援に要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該事業に要した費用の額）の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用 100円

(2) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上

限月額をいう。)を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たり、次の事項を守ることとする。

- (1) 利用者は、事業所のルールを遵守し、事業所従事者の指導に従うこと。
- (2) 利用者は、他の利用者と相互に親睦を図り、利用者全員が心地よい環境づくりに努めること。
- (3) 利用者は、サービス利用中に外出する際は、事業所に届け出ること。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、四日市市及び近隣地域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第12条 事業の主たる対象者とする障害の種類は、身体障害(肢体不自由を除く)、知的障害、精神障害、難病等とする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 事業の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の作成に関する事項)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努める。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める。

(衛生管理等)

第16条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。

2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるよう努める。

(1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

第 17 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の禁止)

第 18 条 事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情解決)

第 19 条 提供した事業に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した事業に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した事業に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県が行う報告若しくは事業の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 提供した事業に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第20条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1日以上

(その他運営についての重要事項)

第21条 事業所は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、事業を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ユニバーサル就労センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月15日から施行する。

この規程は、平成28年6月21日から施行する。

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月11日から施行する。

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規定は、令和元年5月1日から施行する。
この規定は、令和元年10月1日から施行する。
この規定は、令和2年4月1日から施行する。
この規定は、令和2年7月1日から施行する。
この規定は、令和2年10月1日から施行する。
この規程は、令和2年11月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年8月1日から施行する。
この規程は、令和3年10月1日から施行する。
この規程は、令和4年1月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年6月1日から施行する。
この規程は、令和5年7月1日から施行する。